

(略記版)

2016年5月16日

沖縄県知事 翁長雄志 殿

原発事故避難者に公的支援を求める会

会長 矢ヶ崎克馬

住所 沖縄県中頭郡西原町字幸地 586-8

郵便番号 903-0116

電話 080-3187-5551

Fax 098-988-0357

### 放射能公害被災者に人権の光を与えてください（要請）

福島原発事故から5年経ましたが、炉心からは放射能が今なお空に海に漏れ続け、溶融した核燃料の取り出す方法さえ未確定です。放出された放射能総量はチェルノブイリの2倍から4倍に及び<sup>注1</sup>、放射能の拡散は日本全土に及んでいます。福島原発事故は史上最悪の放射能公害です。公的な放射能対策地域の決定は、土壤汚染マップも作成されないまま福島県の行政区内だけに絞られました。多発している小児甲状腺がんは「放射能の影響は認めがたい」という判断とともに、一切の予防医学的健康保護は顧みられません。これからの健康被害が懸念されます。

チェルノブイリ周辺国では多種多様な放射線健康被害が出ました<sup>注2</sup>。同周辺国は国民保護のために手厚い健診と治療のネットワークを構成いたしました<sup>注3</sup>、日本は対照的で、子どもに対する保護さえ実施されていません。

福島以外の県は放射能降下量が多くても一切の住民保護、放射能対策は施されておりません。放射能を逃れて避難した人々は、実際に体調不良・健康被害を受け、住めなくなり放射能によって追い出された人々であるにも拘わらず「自主避難者」と呼ばれています。公害をもたらした加害企業からも政府からも何の補償もありません。

一方、原子力緊急事態で発せられた年間20ミリシーベルトという制限値は、今後も継続されようとし、「安全論」が支配的に流布されています。法律で定められた年間1ミリシーベルトは無視され続けます。

放射能の高汚染が今なお続く中で、次々と「居住制限区域」などが解除され住民帰還が計られています。政府の願っているようには帰還・復興は進んでいないようです。

福島県からの避難者には今まで与えられていた住宅無償供与が、来年の3月で打ち切られ、沖縄に住み続けようとする避難者には大きな障害になっています。

私たちは政府に対して、放射能公害を認識して、福島県内外からの避難者に対して責任ある対応をしていただくように陳情しています。

沖縄県に対しましても、放射能公害被災者を県内同胞として受け止めていただき、現実の公的支援を具体化していただくと同時に、県民を放射能から守っていただきたいと、思います。さらに国としての責任を果たすように要請して下さるよう陳情するものです。

## 記

1. 福島県が住宅供与を停止する意向を固めたと伝えられますが、沖縄県内の避難者に対しまして住宅支援を継続できるようお願いいたします。さらに、福島県以外からの避難者にも福島県内からの避難者と同様な住宅支援をお願いいたします。

避難者にとっては、住宅はまさに「命綱」です。打ち切られた後帰還するかどうかが決まっていないとする避難者の回答が多数を占めています。国が対応をとらなくても、自治体レベルでも避難者向け住宅支援の継続は可能です。加えて福島県以外からの避難者も放射能公害被災者です。福島県以外からの避難者に対しても同様な措置をお願いいたします。

同時に、福島県がみなし住宅提供を終了するとき、継続して居住しようとするものは新たな身元保証人が必要となり、敷金などの改めての支払いが必要とされる場合もあります。

沖縄県あるいは居住自治体が身元保証人になる等、保証人の確保をお願いいたします。敷金などの支払い免除にもご尽力をいただきたいと、思います。

さらに沖縄県として政府に対して、住宅支援の継続を求め、対象者を拡大するよう意見書を採択してくだされば幸甚です。

2. ニライカナイカードを継続し、福島県以外からの避難者へも支給するようお願いいたします。

沖縄県独自の避難者支援に心から感謝いたします。

ニライカナイカードの支援事項はいずれも避難者にとって大きな支援となっておりましたが、特に避難者の力となった支援事業は沖縄医療生協・協同病院が提供して下さった、診療費の窓口支払いゼロの医療支援です。さらに医療生協・協同病院は避難者集団検診をも毎年実施して下さっています。このような事業を県としても是非継続・拡大していただくようお願いいたします。

その他の支援も沖縄県として関係企業等に呼びかけ、可能な限り継続して下さるようお願いいたします。

### 3. 原発事故避難者の実態の把握をお願いいたします。

放射性噴出物が日本中を覆いました。沖縄に来ている避難者は福島県、災害救助法に指定された都市、さらにそれ以外の地域から来ています。このうち所在等が把握されている避難者は前二者、すなわち福島県と災害救助法が適用された地域からの方だけです。

それ以外の地域からの避難者の所在をはじめ、必要事項の把握をお願いいたします。

ここで、私たちは3・11以後放射能を理由として移住した人全てを避難者としています。どの避難者も放射能により健康被害をきたし、放射能の恐怖に責められ、故郷を離れた人々です。一人として放射能公害が無かったら避難などしている人はありません。

### 4. 被曝関連健康診断を、全県民を対象として実施して下さるようお願いいたします。

チェルノブイリ事故後周辺国では数年経過したころから急激に諸疾患の増加が始まりました。そこではいわゆる低汚染地帯でも健康被害が増加しています。5年経った今、健康管理を強化する必要があります。放射能の被害は先ず弱者から始まります。弱者を保護できるような眼を持つことが肝要です。

しかし、日本では「放射能公害」をあたかも「無かった」、あるいは「すでに終わった」とする行政的取扱いが勢いを増し、帰還政策を進め、諸保障の打ち切り等が進められつつあります。

健康被害は内部被曝が深刻であり、食料品流通を通じての被曝は沖縄県も例外ではありません。

通常健康診断に加えて次のような検査項目を追加していただければ、沖縄県民の健康維持に大きな力となります。

①甲状腺エコー、

②血液一般検査（白血球数、赤血球数、血色素、血小板数および白血球分類（百分率）

③C-リアクティブ・プロテイン（CRP）（炎症反応）検査（白血球数は炎症の有無によって大きく変化するから）

以上、最低限ですがよろしく実施をお願いいたします。

### 5. 放射性物質の持ち込みは必ず健康被害を伴います。放射性物質が含まれる貨物に対し独自基準を設け県内への汚染定着を防止し、沖縄を放射能の安全地帯にするようお願いいたします。

放射能汚染は世紀を超えて猛威を振るうものです。5年経過したから安全などというものではありません。むしろ今からさらに警戒すべきものです。特に子供たちの

保護が重要です。

### (1) 保育園・幼稚園、小中学校の給食食材の安全確保

1. 沖縄の農作物などは安全です（汚染腐植土を使用しているようなものを除く）。地産地消を前提として食材調達先優先順位をつけて調達をお願いします。

①沖縄県内、②沖縄県内で困難なら九州地区、③それでも調達できないものは西日本地区で調達する（名護市の実施した調達順位です）。

東日本のものは測定されていて1ベクレル/kg以下の汚染で、安全が確認されたものだけに限り調達しても良いことにしてください。

放射能汚染は今なお福島第一発電所から継続して海と空気を汚染しています。海産物も最近流通が解禁されるものが増えていますが、解禁海産物の放射能検査値は公表されていません。被災地の復興は悲願ですが、放射能の危険を拡大することは人類史的に許されません。復興と命を守ることはセットになって進められなければなりません。

現行の流通許可基準、100ベクレル/kgは健康を守るためには高すぎます。子どもの食材としては特に危険であり、この基準に従うことは避けてください。子どもの保護基準は1ベクレル/kgを採用してください。（ちなみにドイツ放射線防護令を基準に算定した制限値は、大人8ベクレル、子ども4ベクレルです。）

2. 食材の放射能検査をそれぞれの自治体で行っていただきたいことです。

検査精度は1ベクレル/kgで行っていただきたい（名護市方式）

### (2) 国の宝・子どもたちを放射能危険の可能性から守ってください

大人の世界での国内の市町村間協定などを適用し、「親善大使」などの名目で子どもを安易に汚染地域に連れて行かないでください。土壌の汚染からくる外部被曝だけでなく食事を通じての内部被曝をする危険性があります。

放射線に対する防護力は個体差が大変大きく、放射線に敏感に影響を受ける子どもは、放射線に鈍感で放射線に強い大人の想像を超える健康被害を生じる場合があります。汚染地帯の子どもに生じている健康障害については実状が伝えられておりません。汚染地帯の子どもを保養などで沖縄に招待する事業を行ってください。親善・友好を保ちたいときは、汚染地帯に居住する児童生徒を沖縄に呼んで伸び伸びと安心して身体を寛がせるようにしていただきたいものです。

此方の特産のサトウキビなどを届けるのは大賛成ですが、雪などを汚染地域から持ち込まないでください。

今なお放射能は事故原子炉から噴出し続けていて空気中に放出されています。雪にはそれが含まれます。雪は危険です。

過日ドイツのメルケル首相が『日本は放射能が強すぎ危険すぎる！東京オリンピックは止めるべきだと』安倍首相に話したようです。世界の見方は「日本は危険地帯に住民を

住まわらせている」と見ています。

### (3) 県民の食品の安全保障を

現実の放射能被曝の危険がありますので、それに備えるべきです。

①県民が自分で食材の放射能汚染を確かめることができるように、自治体ごとに放射能検査機を整えてください。

②「食べて支援」は今なお危険です。

大人の県民の食材についても子どもの食材選びに準じて、移入制限をしてください。食事の安全をご指導ください。

放射能汚染の現状を事実に基づいて市民に知らせることを誠実にやり、市民はそれに基づいて判断する、というルールが道理あるものです。残念なことに、現状は事実を伝えることなく、「風評被害」として片づけています。

事実を伝えないで「風評」（事実に基づかない評価による）被害とするのは物事の理に反します。極めて片手落ちです。放射能を気にすることが悪いこととして片づけるのではなく、事実が伝えられて、事実についての認識を市民が獲得して、市民は事実に基づいて生活と声明を守るようにしなければなりません。

自分の身を守らなければならない市民は食品に放射能が含まれるかどうか懸念して当然のことです。

県として、子どもを守ることができる目線で、県民の注意喚起を行い、食品を移入することに独自の基準を持つようにご努力ください。

③お米（白米）は1ベクレル/kg以下の確認をお願いいたします。

現行の流通許可基準100ベクレル/kgは、住民の健康を守る上ではとても危険です。全袋検査している福島県の場合は検出限界が15ベクレル/kgです。いくら議ったとしても検査で値の出たお米は絶対に入れないでください。

福島以外の東日本で生産される検査されていないお米は移入しないでください。

④汚染地帯の農家や漁業者には食べて支援でなく本質的な支援ができるような措置をお願いいたします。

食料生産者の使命は「安全な美味しいものを供給すること」です。この使命は生産者の全人格を持って守らなければならない鉄則です。安全なものを生産できないことは彼らの人権を破壊していることなのです。これほどひどい人権の破壊はありません。人権破壊は許されません。今の放射能の規制枠組みは国や東電の都合で組み立てられ、安全や住民の命を守るファクターは小さいと考えます。現行枠内で考えるのではこの生産者の人格破壊と全国の住民に対する“強制的”被曝は避けられません。この状態を「アンダーコントロール」として住民犠牲を当然視することは許されません。

食品流通基準については、予防医学的な見地から長期にわたって安全を保証できるように、基準を厳しくすること。基準以上の汚染生産物については完全に補償をすること。

避難したい住民・生産者には避難移住の権利を与え、遊休農地などを整備して提供するなどの安全な地域で生産できることを保証すること。等の視点で施策することがチェルノブイリ事故後の周辺3か国の法律で定められた住民保護に近づくものです。現状では日本における放射能に関する人権擁護はチェルノブイリ周辺国に比してあまりにも悲惨過ぎます。ちなみにチェルノブイリ周辺国は今なお放射線被曝の健康影響が増え続けています。

日本の全住民の被曝を避けられる措置を取るべきです。

その線上で県は沖縄県内と汚染地域に支援の手を指し伸ばしてください。

#### (4) 放射性物質の環境モニタリング

#### (5) 食料以外に放射能水際作戦を適用すべき事項

- ①レンタカー 中古車 (放射能汚染に関する公的ガイドラインなし)
  - ②肥料 (汚染地からの腐葉土、畜糞の懸念 米ぬか)
  - ③飼料 (魚粉のストロンチウム汚染懸念)
  - ④建材 (放射能入りセメント、放射能汚染金属のリサイクルの懸念)
- 等。

#### (6) 放射性物質が溜まりやすい所の放射能検査と除染 一人の集まる空港 大型商業施設 宿泊施設 などー

(7) 汚染処理廃棄物は、原子炉等規制法で決められている値は100ベクレル/kg以下。決して8000ベクレル/kgを適用しないでください。

以上

\*注1：空中、貯蔵タンク中、海水中への放出を事実に基づいて判断した結果によります。

(渡辺悦司ら、『放射線被曝の争点』、緑風出版(2016))

\*注2：ヤブロコフら：『チェルノブイリ被害の全貌』、岩波書店(2013)

馬場朝子、山内太郎：『低線量汚染地域からの報告』、NHK出版(2012)

\*注3：ウクライナ国家法を添付資料とします。

①チェルノブイリ原子力発電所事故により放射性物質で汚染された地域の法制度に関するウクライナ国家法(1991年)

②チェルノブイリ原発事故被災者の状況とその社会的保護に関するウクライナ国法(1991年)

[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/shiryo/201110chernob.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/201110chernob.htm)